

令和3年度介護保険施設等における身体拘束状況調査結果について

調査目的	府内における身体拘束適正化事業の進捗状況を把握し、身体拘束ゼロ推進に向けた意識の高揚を図るとともに、毎年減少する施設等の身体拘束実績の更なる減少に資することを目的とする。
調査対象施設等	介護保険施設、入所系介護保険事業所（介護予防を含む）等 851施設（前年度：818施設）
調査基準日	令和3年4月1日から令和4年3月31日
回収状況	有効回収数 815施設（前年度：797施設） 有効回収率 95.8%（前年度：97.7%）

1 身体拘束の有無について

(1) 令和3年度は、有効回収数が815施設、回収率は95.8%と前年度（797施設97.7%）より少し減少した。うち令和3年4月以降の1年間で身体拘束事例があった施設等は、78施設であり、有効回収施設等の9.6%であった。

(R3年度回答施設数：815施設)

調査年度	調査基準日	有効回収数	回収率	身体拘束を実施した施設等数	回収施設等中の実施割合
令和3年度	R4年3月31日	815施設	95.8%	78施設等（-14）	9.6%（-1.9）
令和2年度	R3年3月31日	797施設	97.4%	92施設等（-18）	11.5%（-2.4）
令和元年度	R2年3月31日	792施設	98.6%	110施設等（+5）	13.9%（-0.3）
平成30年度	H31年3月31日	742施設	94.5%	105施設等（-9）	14.2%（-1.1）
平成29年度	H30年3月31日	745施設	97.4%	114施設等（+23）	15.3%（-2.0）
平成28年度	H29年3月31日	527施設	70.1%	91施設等（-15）	17.3%（-2.9）
平成27年度	H28年3月31日	525施設	73.2%	106施設等（-17）	20.2%（-3.9）
平成26年度	H27年3月31日	510施設	73.2%	123施設等（-1）	24.1%（-1.8）
平成25年度	H26年3月31日	478施設	73.4%	124施設等（+9）	25.9%（+1.2）
平成24年度	H25年3月31日	465施設	77.8%	115施設等（-10）	24.7%（-3.8）
平成23年度	H24年3月31日	439施設	79.8%	125施設等（-17）	28.5%（-6.7）
平成22年度	H23年3月31日	403施設	80.6%	142施設等（+2）	35.2%（-1.5）

※（ ）内は前年度からの数値の推移

(2) 有効回収施設等全体で380人（対前年-26人）に対し、身体拘束実施が確認された。身体拘束の実施態様の主な内容は以下のとおりであり、「ミトン型手袋等」の使用が最も多く以下、順に「Y字型拘束帯等の使用」、「居室等への隔離」となった。

<令和3年3月1日から3月31日の1箇月間の状況>（回答数：3年度78施設 2年度92施設）

	身体拘束の態様	実人数 (%)	
		令和3年度	令和2年度
1	手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	57 (15.0%)	71 (17.5%)
2	ベッド柵（サイドレール）で囲む	29 (7.6%)	35 (8.6%)
3	介護衣（つなぎ服）を着せる	17 (4.5%)	22 (5.4%)
4	Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける	23 (6.1%)	32 (7.9%)
5	その他	254 (66.8%)	246 (60.6%)
身体拘束実施人数等の合計		380	406

※その他の例：「玄関（部屋）の扉（窓）を施錠」「ベッドからの転倒防止にセンサーマットを使用」等

○身体拘束の事例があった78施設について

2 身体拘束を行う場合の手続きについて（回答数：78施設）

- ほぼ全ての施設等で、「本人や家族への説明を行って承諾を得ている」と回答があった。うち、「入所時に前もって承諾を得ている」施設等は、11施設（14.1%）であった。
- 利用者への身体拘束の必要性の判断をどこで行っているかについては、「施設内のケア会議等での判断による」とした施設等数が最も多く、41施設（52.6%）。次いで、「予め作成した身体拘束適正化のための指針等によって判断する。」が24施設（30.8%）「施設長や医師が判断し、現場に指示」とした施設が14施設（17.9%）、であった。

3 身体拘束適正化への取組状況について（複数回答可、回答数：78施設）

全ての施設等で、身体拘束適正化に向けて「取組んでいる」又は「取組予定」と回答があった。

○取組（予定）の内容

（回答数：①78施設 ②815施設）

	具体的内容	回答数（％）	
		①拘束のあった施設等	②全施設等
1	身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録	71 (91.0%)	617 (75.7%)
2	施設内に検討委員会等を設置	72 (92.3%)	691 (84.8%)
	設置の場合、3箇月に1回以上開催し、結果を介護職員その他従業者に周知徹底	68 (87.2%)	640 (77.7%)
3	「身体拘束適正化のための指針」の整備	70 (89.7%)	677 (78.5%)
4	介護職員その他従業者に、研修を定期的（年2回以上）に実施	69 (88.5%)	711 (83.1%)
5	新規採用時に研修を実施	59 (75.6%)	630 (77.3%)
6	介護職員その他従業者の外部研修会等の参加	36 (46.2%)	365 (44.8%)
7	その他	3 (3.8%)	45 (5.5%)

※ 割合は回答のあった施設等数に対するもの

4 身体拘束を適正化することが困難な理由について（複数回答可、回答数：78施設）

(1) 「介護を担当する職員が少ない」が最も多く37施設（47.4%）

(2) 他に多くの回答があったのは、「身体拘束をせずに事故が発生した場合、家族からの苦情や損害賠償請求が心配なため」31施設（39.7%）、「本人や家族から身体拘束適正化への理解が得られない」25施設（32.1%）であった。

5 身体拘束を適正化するために必要と思われることについて（主なもの3つ可、回答数：78施設）

(1) 「身体拘束適正化に向けて、正しい知識や技術を身につける研修会の実施」が最も多く51施設（65.4%）の回答があった。

(2) 他に多く回答があったのが、「管理者や施設職員が、身体拘束適正化に向けて意欲を持って取り組むこと」49施設（62.8%）であった。

6 身体拘束の適正化が困難な事例が発生した場合の解決方法について（複数回答可、回答数：78施設）

(1) 「施設内のカンファレンス等を通じて解決した」が最も多く、36施設（46.2%）から回答があった。

(2) 他に多くの回答があったのは、「施設内の身体拘束適正化に関する委員会等で検討した」25施設（32.1%）であった。

○困難事例が発生した時に有効だと思う解決方法（複数回答可、回答数：①78施設 ②815施設）

	解決方法	回答数（％）	
		①拘束のあった施設等	②全体施設等
1	施設内のカンファレンス等を通じて解決	59 (75.6%)	512 (62.8%)
2	施設内の適正化に関する委員会等で検討	48 (61.5%)	460 (56.4%)
3	他の施設と情報交換を実施	18 (23.1%)	160 (19.6%)
4	参考となる図書や事例集の活用	13 (16.7%)	64 (7.9%)
5	身体拘束に関する窓口を利用	10 (12.8%)	79 (9.7%)
6	その他	1 (1.3%)	19 (2.3%)

※ 割合は回答のあった施設等数に対するもの